情報提供資料

FRANKLIN TEMPLETON

animoca BRANDS

What Tokenization Means for Assets

トークン化が資産にもたらす変化

トークン化資産の需要と普及拡大の要因を読み解く

2026年10月



目次

トークン化によって資産はどう変わるのか	**3**
トークン化資産の需要を支えるもの	**5**
トークン化だけではなぜ不十分なのか、さらに何が必要なのか	**8**
トークン化資産と流動性	**9**

執筆者



Robert Crossley
インダストリー・アドバイザリー・
サービス グローバル部門責任者、
フランクリン・テンプルトン



David Ching, CFA
投資ディレクター兼
リサーチ部門責任者
Animoca Brands



Azril Ikram
フィンテック・アナリスト
グローバル・リード、
フランクリン・テンプルトン



Andrew Ho
リサーチ＆コンテンツ、
Animoca Brands

第2回のレポートでは、現在の転換点に至った背景を取り上げ、暗号資産技術がインフラ・レイヤーと決済レイヤーを通じて、どのように変化をもたらしているのかを示しました。今回は、資産レイヤー、すなわち商品レイヤーへの影響を考察します。資産は、金融市場が貯蓄を企業の生産活動へと振り向けるための手段や仕組みです。このように捉えると、世界経済の資本配分が次の段階へと進化するうえで、トークン化がまさに中核に位置することが分かります。伝統的金融（TradFi）のシステムと分散型金融（DeFi）の技術・イノベーションが交わることで、投資に対する考え方、投資対象、投資の進め方にも影響が及びます。

第3回となる本稿では、これまでのレポートで取り上げた要因や動向が、トークン化資産の今後の発展にとって何を意味し、リアルワールドアセット（RWA）に対する現在および将来の需要とどう関係するのかに焦点を当てます。従来型の口座とDeFiウォレットでは、資産を保有する理由が異なります。その違いには、それぞれの仕組みでの資産の活用方法が直接関係しています。この点は、DeFiとTradFiの融合・一体化を理解するうえでも重要です。さらに、RWAの普及を加速させ、規模を広げようとする取り組みの成果にどのような違いがあり、なぜその差が生じたのか、またDeFiとTradFiをつなぐプラットフォームが差別化を図り、利用を拡大するために何が必要なのかにも目を向けます。

本稿では次の3つの重要な問いを取り上げます。

1. トークン化によって資産はどう変わるのか
オンチェーンのウォレットで保有する資産と、オフチェーンの口座で保有する資産では、備え得る特性がどのように異なり、その違いはなぜ生じるのでしょうか。

2. トークン化資産の需要を支えるもの
DeFiとTradFiで資産を保有する理由は、どのような場合に、どう異なるのでしょうか。また、トークン化資産そのものには、どのような違いがあるのでしょうか。

3. トークン化だけではなぜ不十分なのか、さらに何が必要なのか

注記：フランクリン・テンプルトンとAnimoca Brandsは、トークン化されたリアルワールドアセット（RWA）の機関投資家による導入を検討・促進するため、戦略的協業関係を結んでいます。各当事者は、この関係から金銭的その他の利益を得る可能性があります。共同執筆による本記事シリーズは、トークン化、RWA、金融インフラの発展に関する両社の見解を反映しています。本記事シリーズは情報提供および教育のみを目的としたものであり、フランクリン・テンプルトンによるAnimoca BrandsもしくはNUVA、その保有資産、または投資対象としての適合性に関する投資助言、支持、推奨、評価と解釈されるべきものではありません。当資料のいかなる内容も、証券その他の投資商品の売却の申込み、購入の申込みの勧誘、または購入もしくは売却の推奨を構成するものではありません。

1 トークン化によって資産はどう変わるのか

トークン化によって、より効率的なインフラやプロセスを使って資産を移転できるようになるだけでなく、資産そのものにも新たな機能や可能性が生まれます。

オンチェーン資産は、何を表すことができるか、何ができるか、何を生み出せるか、どのように活用できる可能性があるかという点で、従来型の資産よりも選択肢が大幅に広がります。（これがウェルス・マネジメントに及ぼす重要な影響については、フランクリン・テンプルトン発行の「*The Future of Investing: Future portfolio—New investment options and opportunities from commingling assets in crypto wallets*」で以前に取り上げていますので、ご参照ください。）[1]

- **トークンで何を表せるのか—権利の種類の拡大**

従来のシステムでは、資産は単にキャッシュフローを受け取る権利、株式であればそれに加えて議決権という観点から捉えられています。そこに個人的な関心や強い思い入れ、あるいは保有に伴う非常に大きな負担といった要素が加わると、美術品や自動車のような高額な「収集品」として扱われるのが一般的です。私たちは「資産」を、ほぼ金銭的なリターンだけで考えています。しかし、一部の資産では、投資家層を左右するのは、目標とするリターンの水準だけではありません。保有に伴う手間や障壁を受け入れ、対処する意思と能力も、同じくらい大きな要因となることが多いのです。

トークン化を使えば、キャッシュフロー、議決権、アクセス、利用権、命名権など、従来は1つの資産にまとめられていた異なる権利を、分けて保有できるようになります。また、これらの権利をさまざまな形で組み合わせ、1つのトークンで表すこともできます。権利の元となるものは、従来型のファンド、証券、オルタナティブ資産のほか、楽曲の権利や美術作品に関連する権利など、個々の無形資産である場合もあります。例えば、商品化の権利、将来の再売却で得られる代金の一部を受け取る権利、特別な鑑賞機会やイベントへの参加権などです。ただし、トークン化によって権利を分けたり組み合わせたりすると、法的な取り扱いが複雑になる場合があります。特に、オンチェーン上の異なる仕組みの中で、それらの権利をどのように定義し、文書化し、実効性を確保するかが問題となります。また、合成エクスポージャーなど一部の仕組みでは、元の資産に関する権利がまったく得られない場合もあります。

- **トークンに何ができるのか—プログラムによる制御とカスタマイズ**

資産を「オンチェーン」に移す、すなわちトークン化すると、その資産はソフトウエアになります。そしてソフトウエアは、プログラムによって動作を制御できます。このことは、さまざまな意味を持ちます。

例えば、トークンに組み込んだスマートコントラクトによって、権利を自動的に管理できます。（スマートコントラクトは、基本的には「ある条件が満たされれば、所定の処理を行う」という条件付きの命令をコード化し、自動実行する仕組みです。）権利を組み合わせてトークンに組み込めるため、資産から金銭的なリターンを得るだけでなく、特定の人にのみ認められるアクセス権や特典、インセンティブを自動的に利用できるようにもなります。これはWeb3で広く見られる仕組みです。資産に付随し、その中に組み込まれた権利をプログラムで制御することで、資産の価値を高めたり、特定の購入者や層にとっての魅力を増したりすることもできます。一方、プログラムによる制御は、運用上の複雑さをもたらす場合があります。特に、権利の管理方法や取引の執行方法を、自動化されたルールやスマートコントラクトが決める場合です。

また、とりわけトークン化資産を裏付けに借り入れたり、担保として使ったり、ステーキングに利用したりする際には、追加的なリスクが生じる可能性もあります。その結果、保有者は、自動執行に伴うレバレッジ、流動性、強制清算、運用上のリスクにさらされる可能性があります。

トークン化はプロセスを指す言葉ですが、トークンを「スマートなラッパー（資産を包む仕組み）」と捉えると理解しやすくなります。自動処理のロジックを資産そのものに直接組み込むことができ、例えば、バックオフィスでの手作業による管理に頼る代わりに、あらかじめ定めた市場条件が満たされたその瞬間に、配当を自動的に分配したり、所有権を移転したりするようプログラムできます。

現在のシステムでは、固定された「単に運ぶだけのパイプ」を通じて、自らは動作しない資産を移動させています。これに対し、将来の「スマート資産」は、柔軟な「スマートなパイプ」のネットワークを通じて移動するようになります。さらに、さまざまな資産のトークン化が広がるにつれ、複数の資産トークンを一つのポートフォリオとしてまとめ、その全体を管理する「トークンのトークン」が登場するでしょう。

- **トークンをどう活用できるのか—有用性**

伝統的な金融市場では、資産は、売却に踏み切るほど価値が上昇または下落するまで、サイロ化されたカストディ口座に置かれたままです。その意味で、資産は静的であり、保有も受動的です。大規模な機関投資家にとっても、株式貸借やレポ取引という形で行う担保付きの貸付・借入は、手間がかかる専門的な業務です。

DeFiプロトコルを使えば、オンチェーンの投資家は誰でも、資産を受動的に保有する以上のことができます。一部のトークン化資産は、他の資産を借り入れる際の担保として差し入れたり、借入を活用した戦略や流動性プールで利用したりできます。流動性プールとは、分散型取引所が取引を支えるために利用する、スマートコントラクトを基盤とした資産のプールです。資産を特定のデジタル保管庫やネットワーク・プロトコルに一時的に預ける「ステーキング」と呼ばれるプロセスを通じて、保有者はネットワークの流動性や運営を支える見返りに利回りを得ます。これは、伝統的金融のレポ取引に似ています。

オンチェーンの投資家は、多くの種類のトークン化資産を担保に借り入れた資金で、同じ資産、または別の利回りを生む資産を追加で取得したり、預け入れたりできます。このプロセスを繰り返せば、エクスポージャーを拡大できます。従来型の投資家には、これがレバレッジの一形態であるとすぐに分かるでしょう。ただし、伝統的金融と異なり、ウォレット内の資産は、自動融資プロトコルに即座に認識されたり、リアルタイムの借入の担保として利用されたりし、ルールや制限の適用対象にもなり得ます。また、すべての資産を、サイロ化された複数の口座に分散させるのではなく、ウォレットで管理するため、ポートフォリオの全資産を保有できる単一のウォレット内で、複数資産を横断した担保利用やクロスマージンが可能になります。例えば、保有資産を活用することで、比較的長期の借入れにかかる金利を引き下げることも考えられます。

これらの例が示すように、オンチェーン環境では、トークン化の種類（P6参照）にもよりますが、資産をさまざまな方法で活用し、保有者に多様な付加価値をもたらすことができます。それには、追加的な金銭的リターンも含まれますが、それだけに限りません。資産をプログラムで制御し、新たな方法で自動的に、場合によっては複数の方法で同時に利用できるため、DeFiでは多くの場合、資産を従来よりもはるかに積極的に活用できます。また、保有者のニーズや選好に、よりきめ細かく合うように設計できる可能性もあります。

資産の柔軟性と、DeFiの仕組みがもたらす活用機会の広がりによって、多くのトークン化資産は、従来のシステムにはない追加的な利回りや有用性を生み出せます。こうした可能性がない場合でも、トークン化という形態によって、決済の迅速化に加え、資産の移転や保有にかかるコストの低下と透明性の向上が可能になります。

2 | トークン化資産の需要を支えるもの

この問いを2つの角度から考えます。まず、トークン化資産にはどのような違いがあり、その違いがなぜ、どのように重要なのかを取り上げます。次に、RWAがもたらす可能性のある「現実世界で得られるメリット（RWB）」を見ていきます。

- **A. トークン化資産にはどのような違いがあるのか**

「トークン化資産」を論じる際には、どの方式によるものなのかを区別して考えるとよいでしょう。得られる有用性の種類や広がりは、採用する方式に加え、資産を生み出し、移転するための仕組みや市場によって決まるためです。

以前のレポートで指摘したように、トークン化には複数の方式があり、すべてが同じではありません。[2] 得られるメリットの範囲や種類は、採用する方式によって異なります。

合成エクスポージャーは、元の資産の直接的な所有権を保有者に与えることなく、その資産の経済的リターンをトークンによって提供するものです。この違いにより、DeFiのさまざまな仕組みで、より幅広く、自由に移転・利用できるようになります。ただし、議決権や配当を直接受け取る権利など、元の資産と同じ株主の権利が得られるとは限りません。

デジタル・ネイティブ型のトークン化RWAは、最も直接的な形で所有権保護を提供します。ただし、トークン自体が証券である場合、顧客確認（KYC）やマネー・ローンダリング対策（AML）、投資家適格性の要件によって、移転先が承認された参加者に限られる場合があります。その結果、より開放的なDeFiプロトコルでの利用が制限され、有用性が狭まることがあります。

デジタルツイン・トークンを用いた「シャドー・トークン化」は、ネイティブ型トークン化への足がかりとなる方式です。この方式では、法的な所有権の記録をオフチェーンに残したまま、資産をオンチェーンで表すことで、トークン化技術の潜在的なメリットを引き出します。取引から決済までの時間が大幅に短縮されれば、利用者にとって実際のメリットとなります。しかし、将来の所有権移転には不要で、法的な意味もない取引の受領証を追加するだけでは、コストが増え、仕組みも複雑になるうえ、オフチェーンの法的な所有権記録とオンチェーンの受領証を照合する作業も新たに必要になります。

ある方式が別の方式より常に優れているわけではない点が重要です。どの方式が適するかは状況によって異なり、購入者ごとにニーズやトレードオフの捉え方も違います。そして、トークン化方式の違いは、この点に直接影響します。次のページの表に、これらの違いをまとめます。

トークン化方式の概要

トークン化方式	トークンが提供するもの	権利と保護	所有権の記録と決済	想定されるメリット	想定されるトレードオフ	具体例
デジタル・ネイティブ型のトークン化商品	元の株式・債券・ファンドの直接的な所有権／エクスポージャー。	その資産に付随する完全な所有権と保護。	正式な所有権をオンチェーンで記録し、資産の受け渡しと支払いをアトミック決済で同時に完了。	担保としての高い有用性、即時決済、リアルタイムの利息計上、収益の日次分配。	KYC／AMLや投資家適格性の要件によって、移転先が承認された参加者に限られる場合があります。このため、移転可能性が制約されるほか、複数の資産を混在させて扱う一部のDeFi用途も制限される場合があります。	フランクリン・テンプルトンのネイティブ型オンチェーン・マネー・マーケット・ファンド。
合成エクスポージャー・トークン（SPV方式）	元の資産を直接保有することなく、その資産への経済的なエクスポージャーを提供。	直接的な株主の権利や、元の資産に対する請求権はありません。	トークンの所有権をオンチェーンで記録。対応する仕組みでは、トークンの受け渡しと支払いを同時に決済できますが、元の資産そのものは移転しません。	24時間365日の移転と、担保利用やその他の利回りを生む戦略を含む、DeFiでの幅広い有用性。	保有者が依拠するのは元の資産ではなく、トークンの仕組みです。元の資産と同じ直接的な株主の権利や保護は得られません。	Robinhood、Kraken、Ondoなどが提供するトークン化株式。
デジタルツイン・トークン（完全なトークン化に向けた足がかり）	法的な所有権はオフチェーンに残したまま、資産をオンチェーンで表したもの。	法的な所有権とそれに付随する権利は、引き続き従来のオフチェーンの所有権記録に基づいて管理されます。	正式な所有権はオフチェーンに残り、トークンの最終決済は、従来のオフチェーンの記録との照合に依存します。	投資家のウォレット内のオンチェーン記録によって透明性が高まり、24時間365日の売買やリアルタイムの更新が可能になる場合があります。	オンチェーンとオフチェーンの記録が重複することで、照合作業、コスト、複雑さが増す場合があり、従来の決済の遅れが一部残る可能性もあります。	従来型のトークン化MMFに加え、DTCC、NYSE、NASDAQが提供を計画しているトークン化商品。

出所：Franklin Templeton Industry Advisory Services。フランクリン・テンプルトン「進化ではなく革命—RWAのトークン化をひもとく」（2026年3月26日）および同資料に記載された出所に基づく。[3][4][5][6][7][8][9]

以上を踏まえると、トークン化資産に対する需要がどのように、またなぜ異なるのかを理解できます。トークンによってできること、すなわち有用性は異なります。一部のトークン化資産は、DeFiで活用できる用途の数も種類も多いため、オンチェーンの投資家は、従来型の投資家とは大きく異なり、はるかに幅広い観点から資産を捉えています。オンチェーン・エコシステムから生じる需要や、同エコシステム内での資産需要は、より限られた観点から資産を見る従来型の投資家の需要よりも、はるかに幅広く、多様です。

- **B. AからBへ：リアルワールドアセット（RWA）から、リアルワールドベネフィット（RWB）へ、そして実際の普及へ**

このように、投資家が求めているのはトークン化資産そのものではなく、それが提供するさまざまな有用性、すなわちリアルワールドベネフィット（RWB）です。例えば、従来型の投資家に対して、トークン化された資産が新たに提供し得る有用性には、次のようなものがあります。

アクセスの拡大。例えば、地理的な理由から従来は投資できなかった対象へのエクスポージャーです。Robinhoodは、欧州の投資家に対し、米国の個別ETFのリターンへのエクスポージャーを提供しています。[10]

新たな成長分野や新しい経済への**エクスポージャー**。例えば、イーサリアムなどのブロックチェーンの通貨に投資することや、楽曲の権利、美術作品の一部などの無形資産を直接保有できることです。

ウォレットを通じた資産の**管理**。例えば、ステーブルコインを使って低コストで直接、即時に国際送金できることや、取引所への担保の差入れや引出しをリアルタイム、あるいは即時に行えることなどです。また、フランクリン・テンプルトンが特許を取得したホット・ウォレットとコールド・ウォレットのシステムのように、資産の鍵やウォレットの鍵を紛失した場合でも、鍵を再作成できることが挙げられます。[11]

効率性の向上。従来型インフラに内在する摩擦を避けることで、リターンの目減りを抑えます。例えば、ネイティブ型のトークン化マネー・マーケット・ファンド（TMMF）では、分単位の保有時間に応じて利息を得られるため、何日分、何週間分もの利息を失うことがありません。これにより、現金保有による運用効率の低下や、得られるはずの利息の取りこぼしを解消できます。[12]

こうしたメリットは確かにありますが、トークン化の議論では、良い面ばかりを熱心に語り、新たなコストやリスクをいつ、どのように軽減できるのかを説明しないという落とし穴に陥ることがあります。その結果、現状維持が続くことになります。同様に、資産をトークン化すると、例えば最低投資金額を引き下げ、新たな層が投資できるようにすることで、潜在的な購入者層が広がる可能性があります。しかし、保有することで投資家に新たな有用性がもたらされなければ、購入する理由はありません。

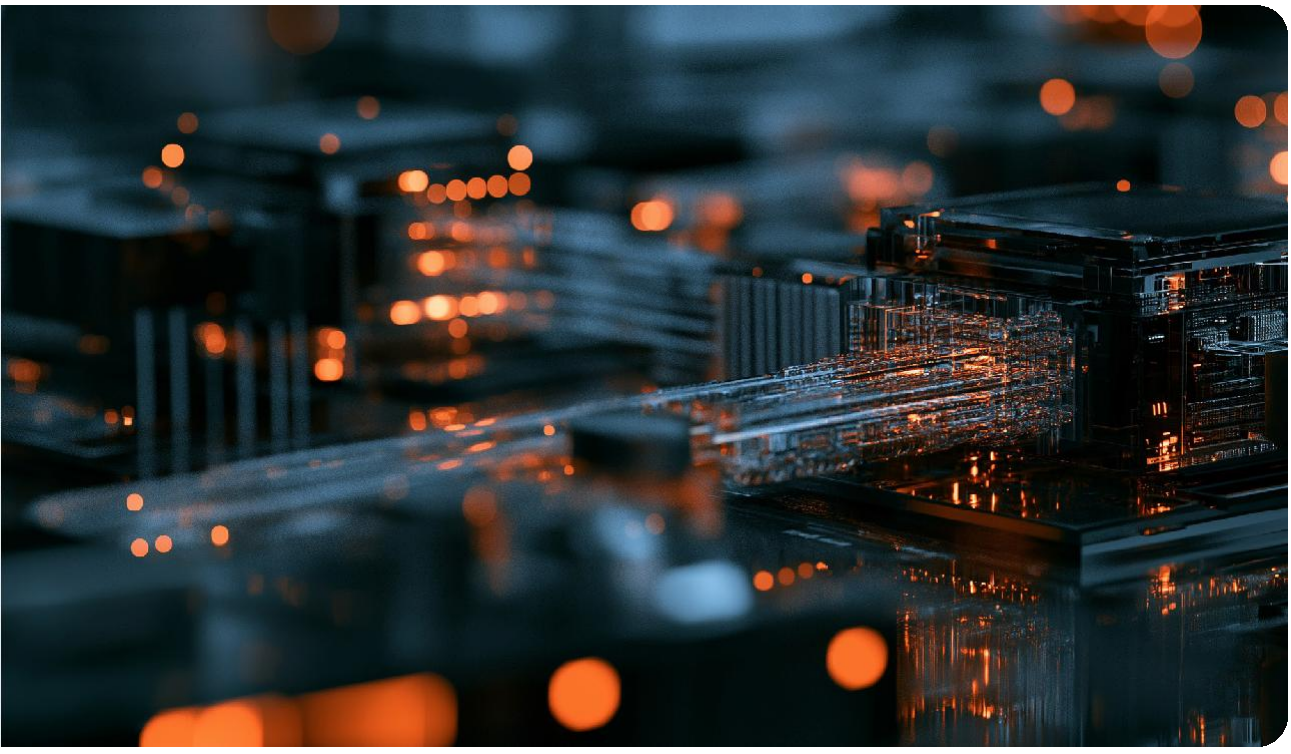
トークン化のメリットを説明する際には、さらに大きな落とし穴があります。資産をどれほど細かく分割できても、購入時のメリットがどれほど大きくても、保有者がいずれその資産を売却できることが欠かせないという点が見落とされがちなのです。トークン化は、資産の特性を高めたり、広げたりする基盤や仕組みを提供できます。しかし、有用性は生み出せても、流動性は生み出せません。資産をトークン化という形で包んだからといって、自動的に流動性が生まれるわけではありません。資産の形態がどうであれ、元の資産の買い手と売り手がすでに存在していなければ、トークン化によって流動性が自動的に高まるわけではありません。そのためには、特定の条件が複数そろっているか、そうした条件を整える必要があります。

3 | トークン化だけではなぜ不十分なのか、さらに何が必要なのか

既存のトークン化プラットフォームや市場の多くが、当初の期待や目標を実現できていないのは、これらの要因が組み合わさっていないためです。多くのトークン化資産は、閉鎖的、あるいは他とつながっていないエコシステムで発行されてきました。流通市場で流動性が分散し、十分に確保されていなければ、トークン化のメリットは失われます。その結果、トークン化資産は従来型の資産よりも劣るものになる可能性があります。そうならない場合でも、従来とは異なる、なじみのない手間や不利な点が生じることがあります。このため、概念実証（PoC）として発行された債券の多くは、取引できるようにするため、購入後に目立たない形で従来の形態に戻されています。

長年、個別の証券をトークン化して供給を増やせば、おのずと需要も生まれるという考えが、誤って重視されたり、暗黙の前提とされたりしてきました。経済学者なら、これをデジタル版の「セイの法則（Say's Law）」と呼ぶかもしれません。また、同じようなPoCを十分に重ねれば、普及が自律的に進むのに必要な規模（クリティカルマス）に達するという考えもありました。しかし、RWAを単にオンチェーンに移すだけでは不十分です。トークン化は出発点であって、到達点ではありません。

同時に、「トークン化は流動性を生み出さない」という批判も的外れです。なぜ的外れなのかを理解すれば、必要な解決策の姿が見えてきます。



トークン化資産と流動性

流動性には、「鶏が先か、卵が先か」という問題がつきまといます。厚みのある市場には多くの買い手が必要ですが、買い手を呼び込むには多くの売り手が必要です。ところが売り手も、多くの買い手がいなければ参加しません。この循環が続きます。しかし本質的には、流動性は次の要素によって決まります。

- 元の資産に対する需要の広がりと、値上がりの可能性やキャッシュフローなど、その資産がもたらす有用性に対する見方や、それを必要とするタイミングの違い。

市場には、ニーズ、見方、時間軸が異なる買い手と売り手の両方が必要です。また、資産そのものに対する既存の需要も欠かせません。ラッパーは、資産の特性を高めることはあっても、資産そのものがもたらす本来のメリットに対しては二次的なものです。また、マーケットメーカーが、適切な頻度と厚みをもって、継続的に売り気配と買い気配を提示する明確な動機も必要です。重要なのは、流動性とは、即座に売却できることではなく、許容できる時間内に価格を見いだせることだという点です。また、流動性は絶対的ではなく、相対的な概念です。ニッチな資産でも、参加者からの売りと買いの需要が十分な頻度で現れれば、許容できる流動性があるといえます。一方、SPX先物は継続的に取引できる必要があります（現時点では、取引所が開いている時間内ですが）。

- 要するに、価格発見が容易で信頼性が高いこと、取引コストが資産価値に比べて許容できる水準に抑えられていること、所有権移転に伴う手間や障壁が最小限であること、そして市場が安全で利便性の高い決済・カストディの仕組みにつながっていることが重要です。

より一般的にいえば、市場やプラットフォームがどのような機能や設計を備えていても、従来型インフラと同程度の堅牢性を備え、機関投資家にとってなじみのある仕組みでなければ、相当な規模で普及する可能性は低いでしょう。機関投資家がトークン化資産を導入するには、機関投資家水準のインフラ、管理体制、ガバナンスが必要です。例えば、身元確認、権限管理、監査可能性、規制、透明性、コンプライアンス、報告などが挙げられます。技術のメリットは、周囲の条件から切り離して存在するものではありません。数十億米ドル規模の事業を営む企業は、自社の基幹技術やリスク管理をスタートアップ企業に依存することはできません。

100兆米ドル規模の保管資産のトークン化を目指すDTCのプロジェクトが極めて重要である理由の一つは、この点にあります。これは、制度的な枠組みの下でトップダウンで進める、伝統的資産のトークン化です。対象となる資産には、すでに売買双方に幅広い需要、すなわち流動性が存在します。市場参加者が利用するシステムを選べるようにすれば、人々は、コスト、速さ、使いやすさ、安全性などの面で優れた方を、実際の利用や資金の移動を通じて選びます。これは、トークン化されたRWAが従来の口座ベースの形態に取って代わる、主要な仕組みの一つです。[13]

つまり、買い手と売り手が他の選択肢よりもトークン化された資産や取引の場を選ぶには、明確かつ大きな動機が複数そろっていなければなりません。良い面があることと、悪い面がないことの両方が重要です。資産の面では、1940年投資会社法（40 Act）に基づき、リアルタイムで利息を支払うネイティブ型のトークン化マネー・マーケット・ファンドは、メリットがデメリットを大きく上回っています。DTC、NASDAQ、NYSEのように、すでに金融システムの基盤を担い、サービスを提供する事業者についても同様です。ただし、新たなプラットフォームが持続的に成功するには、複数の条件を満たす必要があります。新たな潜在的購入者層との幅広い接点をすでに持ち、トークン化済み、またはトークン化可能な幅広い資産（供給）へのアクセスを確保し、さらに拡大していることが求められます。機関投資家水準の管理体制と信頼性も欠かせず、即時決済や残高に対するリアルタイムの利払いなど、インフラ効率化のメリットを利用者にも還元しなければなりません。また、新たなリターンの源泉や、従来はアクセスが難しかったリターンの源泉へのアクセスを提供する必要もあります。[14]

本シリーズ第4回となる最終回では、DeFiとTradFiが交わる領域で、上記の課題の多くに対応し得る機関投資家向けソリューションを取り上げます。これは、DeFiとTradFiの橋渡しを支え、機関投資家とオンチェーン・エコシステムの参加者の双方に、トークン化のメリットをもたらすものです。

巻末注

1. 出所：「投資の未来：未来のポートフォリオ—暗号資産ウォレット内で資産を組み合わせることで生まれる新たな投資の選択肢と機会」フランクリン・テンプルトン、2024年11月。
2. 出所：「進化ではなく革命—RWAのトークン化をひもとく」フランクリン・テンプルトン、2026年3月26日。
3. 出所：「Franklin Onchain U.S. Government Money Fund—FOBXX」フランクリン・テンプルトン。
4. 出所：「資産のトークン化は市場に迫る貨物列車—RobinhoodのCEO」CNBC、2025年10月2日。
5. 出所：「Kraken、トークン化株式取引を支えるxChange Engineを開始」TradingView News、2026年3月6日。
6. 出所：「Ondo、ロックされた資産総額が25億米ドルを超え、トークン化米国債とトークン化株式の両分野で最大の提供事業者に」Ondo、2026年1月23日。
7. 出所：「DTCC、新たなトークン化サービスの提供を認可され、DTC保管資産のトークン化へ道を開く」DTCC、2025年12月11日。
8. 出所：「ニューヨーク証券取引所、トークン化証券プラットフォームを開発」Intercontinental Exchange、2026年1月19日。
9. 出所：「Nasdaq、発行体をトークン化の中心に据える株式トークン設計を開始」Nasdaq、2026年3月9日。
10. 出所：「資産のトークン化は市場に迫る貨物列車—RobinhoodのCEO」CNBC、2025年10月2日。
11. 出所：「ステーブルコイン送金の台頭：Coinbaseデータから得られる知見」Coinbase Institute、2025年8月14日。米国特許第12,314,938号「ランダムな時間ウィンドウを用いてブロックチェーン基盤のトークンを保護する多層システムおよび方法」、2025年5月27日。
12. 出所：「Franklin TempletonとStellar Development Foundation、米国初の登録済みトークン化マネー・マーケット・ファンドBENJIの5周年を記念」フランクリン・テンプルトン、2026年4月30日。
13. 出所：「DTCC、新たなトークン化サービスの提供を認可され、DTC保管資産のトークン化へ道を開く」DTCC、2025年12月11日。

「DTCCの証券集中保管子会社、保管資産100兆米ドルを突破し歴史的節目」DTCC、2025年6月18日。

14. 出所：「Franklin TempletonとStellar Development Foundation、米国初の登録済みトークン化マネー・マーケット・ファンドBENJIの5周年を記念」フランクリン・テンプルトン、2026年4月30日。「DTCC、新たなトークン化サービスの提供を認可され、DTC保管資産のトークン化へ道を開く」DTCC、2025年12月11日。「ニューヨーク証券取引所、トークン化証券プラットフォームを開発」Intercontinental Exchange、2026年1月19日。「Nasdaq、発行体をトークン化の中心に据える株式トークン設計を開始」Nasdaq、2026年3月9日。

本レポートは、Animoca Brands Researchとフランクリン・テンプルトン（フランクリン・テンプルトン・インクとその傘下の関連会社を含みます）が、情報提供および教育のみを目的として共同で作成し発行したものを、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が翻訳したものです。

本レポートに示された見解は一般的な見解であり、投資判断の指針となること、または法律、金融その他の専門的助言に代わることを意図していません。本レポートは、読者個々の状況や目的を考慮したものではありません。本レポートのいかなる内容も、いかなる法域においても、証券、ファンドもしくは集団投資スキームの持分、仮想通貨（暗号資産）もしくはデジタル資産、その他の商品もしくはサービスの購入、売却もしくは申込み、または投資活動への参加についての申込み、招請、勧誘または推奨を構成するものでも、そのように解釈されるものでもありません。

本レポートにおける特定のファンド、企業、商品またはサービスへの言及は例示のみを目的としたものであり、当該ファンド、商品またはサービスの申込みまたは推奨を構成するものではありません。本レポートに記載されたファンドは、正式な募集資料に基づき、かつ販売について認可または登録されている法域においてのみ提供されます。本レポートに記載された資産、金融商品またはファンドは、一般向けとして規制当局の認可を受けていない場合があります。

マネー・マーケット・ファンドへの投資は銀行預金ではなく、政府または政府機関によって保険または保証されるものでもなく、当該ファンドへの投資によって損失が生じる可能性があります。本レポートは、その配布または利用が適用法令もしくは規制に反する法域の者を対象としたものではなく、当該者に配布することも、当該者がこれに依拠することもできません。書面による同意なしに再配布または複製することは禁止されています。

本レポートは、**仮想通貨（暗号資産）またはデジタル資産**の取得、保有または処分に関する投資判断の指針となること、または法律、金融その他の専門的助言に代わることを意図していません。仮想通貨（暗号資産）およびデジタル資産には固有のリスクが伴います。投資判断を行う前に、必ずご自身で調査を行ってください。

本記事には**理論的な議論**が含まれる場合があり、発展途上のインフラやテクノロジーの将来の可能性を検討することを目的としています。記載された概念、テクノロジー、活動が、説明どおりに発展または実現するとは限りません。本情報は、教育および情報提供のみを目的として提供されています。

ブロックチェーン技術の分野は新しく、急速に発展しており、規制の不確実性、競争圧力、セキュリティ・リスク、実績の蓄積が限られていること、ボラティリティの影響を受けます。**デジタル資産および仮想通貨（暗号資産）**は投機性が極めて高く、重大なリスクを伴う投資です。**仮想通貨（暗号資産）への投資**には、デジタル資産アプリケーションを開発できない、またはそうしたアプリケーションを活用できないリスク、暗号鍵の盗難、紛失または破壊、デジタル資産技術が完全には導入されない可能性、サイバーセキュリティ・リスク、知的財産権を巡る紛争、一貫性を欠き変化し続ける規制など、さまざまなリスクがあります。

したがって、読者は本レポートに記載された情報の適切性を検討し、必要に応じて専門家の助言を求めてください。本レポートに基づく判断については、すべて読者自身が責任を負います。本レポートの執筆者ならびにAnimoca Brands Research、フランクリン・テンプルトンおよびそれぞれの関連会社は、本レポートに記載された証券、ファンド、仮想通貨（暗号資産）またはデジタル資産のポジションを保有している場合があります。

本レポートは、Animoca Brands Researchおよびフランクリン・テンプルトンの執筆者が共同で執筆したものです。示された見解は発行日時点における執筆者の見解であり、Animoca Brands、フランクリン・テンプルトンまたはそれぞれの関連会社の見解を必ずしも反映するものではありません。

本レポートに第三者が提供したデータ、分析またはコメントが含まれる場合、それらの見解または意見は当該第三者のみに帰属し、それらの見解または意見を支持するものではありません。

正確な情報の提示に努めていますが、Animoca Brands Researchおよびフランクリン・テンプルトンはいずれも、本レポートに記載された情報（第三者から提供された情報を含みます）を独立して検証しておらず、その完全性または正確性について保証せず、責任も負いません。本レポートに記載された情報または記述については、ご自身で独立して検証してください。本レポートに記載された情報はすべて公開情報に基づくものであり、示された見解はいずれも発行日時点のものです。

本レポートに記載されたすべての情報および見解は事前の通知なく変更される場合があり、Animoca Brands Researchおよびフランクリン・テンプルトンは、いかなる理由によっても本レポートを更新する義務、または本レポートの変更について通知する義務を負いません。

Animoca Brands Research、フランクリン・テンプルトンおよびそれぞれの関連会社は、本レポートのいかなる点についても、保証、表明または担保を行わず、本レポートの利用から生じる責任を負いません。**本レポートには、**現在の予想および仮定に基づき、既知および未知のリスクや不確実性の影響を受ける**将来予想に関する記述が含まれる場合があります。**実際の事象または結果は、明示または示唆されたものと大きく異なる可能性があります。**過去の実績は将来の結果を示すものではありません。**

本レポートに記載された情報は、将来の事象の予測または将来の結果の保証を意図したものではありません。

投資戦略およびサービスは、すべての法域で利用できるとは限りません。詳細については、ご自身の金融専門家またはフランクリン・テンプルトンの担当者にご相談ください。

【当資料に関するご注意】

- 当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、特定の金融商品等の推奨や勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、FTとAnimoca Brands Researchが信頼性が高いと判断した各種データ等に基づいて作成したものですが、その完全性、正確性を保証するものではありません。
- 当資料のデータ、運用実績等は過去のものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。また、当資料に記載される見解は作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権、その他一切の権利は、その発行者に帰属します。
- 当資料はFTの許可なく複製・転用することはできません。

フランクリン・テンプルトン・ジャパン

商号：フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第417号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

© 2026 Franklin Templeton and Animoca Brands Research. All rights reserved.

US-GTM-12970608-12870608
FT-TL-BRANDING-0926_Article 3